

「信州メディカルネット協議会」「信州メディカルネット」運用管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人信州メディカルネット協議会（以下「協議会」という。）が運営する長野県地域医療連携ネットワークシステム（信州メディカルネット）（以下「ネットワーク」という。）の利用について必要な事項を定めるものである。

2 本ネットワークは、協議会の各団体正会員が参加する地域医療連携ネットワークシステムを包括する。

(利用者)

第2条 利用者とは、協議会の団体正会員として入会した医療機関（病院・診療所・調剤薬局）に所属する医療従事者のうち、本規程第8条に規定する識別番号（以下「ID」という。）、パスワード等の登録を完了したネットワーク参加者のことをいう。

(利用者の責務)

第3条 利用者が、ネットワークを利用するに際しては、著作権法(昭和45年法律第48号)、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）、および個人情報保護法（平成15年5月30日法律第57号）を遵守しなければならない。

2 利用者は、定款に定める目的以外にその情報を利用してはならない。

3 利用者は、ネットワークを通じて入手した診療情報については、説明、診療目的以外には用いてはならない。

4 ネットワークを通じて情報提供医療機関から入手した診療情報は、情報参照医療機関の責任において管理するものとする。ただし、利用者は、ネットワークから提供された診療情報のすべてについてその内容を確認しなければならない義務を負うものではない。

5 利用者は、情報セキュリティに十分注意し、ID、パスワードは利用者本人以外の者には利用させてはならない。

第2章 ネットワークの利用

(利用者資格等)

第4条 ネットワークを利用できる者は第2条に定める利用者資格をもつもののみとする。

2 ネットワーク利用を希望する者は、協議会が定める所定の講習会を受講しなければならない。

3 前項の規定による受講が終了し適切と認めるときは、次の各号の区分によりすみやかに受講修了証及びID、パスワードを発行する。

1) ID、パスワードが電子カルテシステムと連携できる情報提供医療機関においては、当該医療機関の長が電子カルテシステムとの連携を許可し受講修了証を発行する。

2) ID、パスワードが電子カルテシステムと連携できない情報提供医療機関においては、当該医療機関の長がID、パスワードおよび受講修了証を発行する。

3) 情報参照（非提供）医療機関においては、何れかの情報提供医療機関の長がID、パスワードおよび受講修了証を発行する。

4 利用者に係る登録情報は、本ネットワークの運営上必要な場合にのみ使用することとする。

5 ネットワークの利用者で、接続を行うコンピューター端末等やその接続環境に変更を生じたものは、直ちにその旨を協議会事務局に届け出なければならない。

(ネットワークの利用形態)

第5条 ネットワークの利用者は、指定された機器・機能を備えたコンピューター端末等を用いアクセスを行うものとする。

2 ネットワークを利用するコンピューター端末等は、OS のアップデート並びに、ウイルス定義ファイル等を随時最新化可能なウイルス対策ソフトがインストールされていることを条件とし、常に最新のウイルス定義が更新されていることを条件とする。

(利用時間)

第6条 ネットワークの利用は、年間を通じて24時間常時可能とする。ただし、定期的な保守の場合は利用者に対してネットワークを通じ、事前に通知をした上で運用を停止するものとする。予告なく運用を停止した場合は、その原因理由を、ネットワークを通じ報告する。また、各医療機関内に設置されるサーバー個別の利用時間に関しては、その管理責任者において定めるものとする。

(機能等の変更等)

第7条 ネットワークの良好な運用を維持するために必要な際には、ネットワークに関する機能又は利用時間の変更又は停止を行う。

2 前項の規定により変更又は停止するときは、利用者に対し事前にその旨を連絡するものとする。ただし、緊急その他会長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

第3章 ID、パスワードなど

(利用者のIDの種類)

第8条 利用者のIDは、次の3種類とする。

- 1) 医療機関ID：医療機関医療連携担当者に係るID
- 2) 医療従事者ID：医療機関の医師など医療従事者個人に係るID
- 3) 管理者ID：定款第40条第1項に規定する運営委員会（以下「運営委員会」という。）が認めた管理者に係るID

(IDの利用者)

第9条 IDを利用できる者は、発行を受けた本人のみとする。

(ID等の管理等)

第10条 利用者は、ID及びパスワード(以下「ID等」という)を適切に管理するとともに、当該ID等の利用許可を受けた本人以外に利用させてはならない。

2 団体正会員である医療機関の長は、所属するネットワーク利用者が本規程の利用者に該当しなくなったときは、その管理責任をもって、すみやかにID等の取り消しを行わなければならない。

第4章 入会金、会費、中継サーバー利用管理料、機器管理

(入会金と会費など)

第11条 特定非営利活動法人としての事業を行うために参加団体などから協議会が定める下記入会金、年会費を徴収するものとする。但し、団体正会員は入会初年度に限り年会費を無料とする。

(1) 入会金

個人正会員	無料
団体正会員	5,000 円
賛助会員（法人・団体）	30,000 円
特別会員	無料
名誉会員	無料
(2) 年会費	
個人正会員	無料
団体正会員	5,000 円
賛助会員（法人・団体）	30,000 円
特別会員	無料
名誉会員	無料

(中継サーバー利用管理料等)

第 1 2 条 信州メディカルネット中継センターに設置した中継サーバーを主たる中継サーバーとして利用する場合、以下の中継サーバー利用管理料を徴収する。他の中継サーバーを主たる中継サーバーとして利用する場合の中継サーバー利用管理料等に関してはその規定による。

情報提供病院	月額	10,000 円
情報提供診療所	月額	2,000 円
情報参照医療機関（病院・診療所・調剤薬局等）		無料

(機器の利用管理)

第 1 3 条 情報提供病院・診療所は、特定の機能を有する連携サーバー等設備を自ら設置、維持、保守することとする。

第 5 章 その他

(掲載情報の取扱い)

第 1 4 条 協議会は、必要と認めた場合、ネットワーク上に掲載された著作権者の承諾を得て発行する冊子等に利用することができる。その場合において、著作権者が未成年者のときは、その保護者の同意も得てから行うものとする。

(運用管理規程の変更)

第 1 5 条 運用管理規程の変更は運営委員会において取り扱い、出席した委員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、会長の承認を得なければならない。

2 前項の規定によらず、会費および入会金の金額は、総会の議決を経て変更を行わなければならない。

(事務局)

第 1 6 条 この規程に定める事務手続き等については、協議会事務局に置いてその業務を行うものとする。

(その他必要事項)

第 1 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、運営委員会が別に定める。

附則

(施行期日)

この規程は、平成24年7月2日から施行し、平成24年6月12日から適用する。